

安立園 訪問介護等 重要事項説明書

1 ご契約者（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、東京都条例及び府中市規則の規定に基づき、事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

2 事業者

法人名	社会福祉法人 安立園
法人所在地	東京都府中市晴見町1丁目13番地5
電話番号	042-367-6511
代表者氏名	理事長 横田 尤孝
設立年月日	昭和27年5月17日

3 事業所の概要

名称	安立園ホームヘルパーステーション
所在地	東京都府中市晴見町1丁目13番地5
電話番号	042-367-6511
事業所番号	1373800430
指定年月日	平成12年4月1日
指定サービスの種類	訪問介護 府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス
通常の事業の実施地域	府中市（晴見町、幸町、府中町、天神町、寿町、新町、栄町）
管理者の氏名	久保 静江

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業所のサービス従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を提供します。 又、事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 法人事業

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、認知症対応型通所介護、居宅介護支援、地域包括支援センター、保育園、サービス付き高齢者向け住宅

6 提供するサービスの内容

訪問介護又は府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスは、訪問介護員等又は府中市高齢者生活支援員が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や援助を行います。 例 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助など *府中市介護予防・日常生活支援総合事業市独自基準訪問型サービスによる提供はありません。
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
介護保険給付対象外サービス	介護保険サービスに付随して実施することを基本としますが、それ以外の介護保険給付対象外サービスについては、ご相談の上、必要に応じて提供します。 例 通院付添、入退院準備、外出付添、介護保険適用外の家事支援など

7 事業所の従業者体制

職種	資格	常勤	非常勤	計	職務の内容
管理者	介護福祉士	1名	名	名	事業所管理
サービス提供責任者	介護福祉士	名	名	名	サービス調整等
訪問介護員	介護福祉士	名	名	名	訪問介護
	実務者研修修了者	名	名	名	訪問介護
	介護職員初任者研修修了者	名	名	名	訪問介護

8 営業日及び営業時間

営業日：月曜日から土曜日 12月29日から1月3日までを除く

営業時間：午前8：30～午後5：30

サービス提供：午前8：00～午後6：00

ただし、緊急等の依頼に対応可能な場合はこの限りではありません。

9 利用料

利用者がサービスを利用した場合の料金は、次のとおりです。利用者にお支払いただく負担金は、原則として利用料の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）です。ただし、支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料

【基本】

サービス内容	1回あたりの所要時間	利用料	利用者負担 (1割の場合)
身体介護中心型	20分未満	1,801円	181円
	20分以上30分未満	2,696円	270円
	30分以上1時間未満	4,276円	428円
	1時間以上1時間30分未満	6,265円	627円
	以降30分を増すごとに算定	906円	91円
身体介護に引き続き生活援助を行った場合	20分以上	718円	72円
	45分以上	1,436円	144円
	70分以上	2,154円	216円
生活援助中心型	20分以上45分未満	1,977円	198円
	45分以上	2,431円	244円

【加算】

種類	要件	加算される 利用料	加算される利用者 負担（1割の場合）
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初月に提供等を行った場合に加算されます。（1月につき）	2, 210円	221円
緊急時訪問介護加算	利用者等からの要請を受け、訪問介護計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算されます（1回につき）	1, 105円	111円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に助言を受け、訪問介護計画書を作成した場合に加算されます。（1月につき）	1, 105円	111円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、訪問介護計画書を作成した場合に加算されます。（1月につき）	2, 210円	221円
認知症ケア加算（Ⅰ）	事業所が当該加算を算定する要件を満たしている場合に加算されます。（1日につき）	33円	4円
認知症ケア加算（Ⅱ）	事業所が当該加算を算定する要件を満たしている場合に加算されます。（1日につき）	44円	5円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算されます。（1回につき、1月1回まで）	552円	56円
早朝・夜間加算	早朝（6時～8時）または夜間（18時～20時）にサービスを提供する場合に加算されます。	基本の利用料の25%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	事業所が当該加算を算定する要件を満たしている場合に加算されます。	基本の利用料と各種加算減算の合計の22.4%相当の額	
特定事業所加算（Ⅳ）	事業所が当該加算を算定する要件を満たしている場合に加算されます。	基本の利用料と各種加算減算の合計の3%相当の額	

【減算】（1月につき）

種類	要件	減算される 利用料	減算される利用者 負担（1割の場合）
同一建物減算	事業所と同一等の建物に居住する利用者又は利用者が20人以上居住する建物の利用者に提供した場合に減算されます。	基本の利用料の10%相当の額	利用料の1割相当の額

*やむを得ない事情で、2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者又はその家族の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

(2) 府中市介護予防・日常生活支援総合事業

国基準訪問型サービスの利用料

【基本】（1月につき）

サービスの内容		利用料	利用者負担 (1割の場合)
訪問型サービスⅠ	週1回程度必要とされた者	12,994円	1,300円
訪問型サービスⅡ	週2回程度必要とされた者	25,956円	2,596円
訪問型サービスⅢ	週2回を超える程度必要とされた者	41,183円	4,119円

【加算】（1月につき）

種類	要件	加算される 利用料	加算される利用者 負担（1割の場合）
初回加算	新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初月に提供等を行った場合に加算されます。	2,210円	221円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に助言を受け、訪問介護計画書を作成した場合に加算されます。（1月につき）	1,105円	111円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、訪問介護計画書を作成した場合に加算されます。（1月につき）	2,210円	221円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算されます。（1回につき、1月1回まで）	552円	56円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	事業所が当該加算を算定する要件を満たしている場合に加算されます。	基本の利用料と各種加算減算の合計の2.4%相当の額	
特定事業所加算（Ⅳ）	事業所が当該加算を算定する要件を満たしている場合に加算されます。	基本の利用料と各種加算減算の合計の3%相当の額	

【減算】（1月につき）

種類	要件	減算される 利用料	減算される利用者 負担（1割の場合）
同一建物減算	事業所と同一等の建物に居住する利用者又は利用者が20人以上居住する建物の利用者に提供した場合に減算されます。	基本の利用料の10%相当の額	利用料の1割相当の額

*上記（1）（2）の額は介護報酬告示上の単位に1単位、11.05円の地域単価を乗じた額の中の1割相当の額です。端数処理の関係で若干の差が生じますので目安額となります。実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された時間に基づいて計算されます。

(3) 介護保険給付対象外サービス

【基本】

30分単位	1,500円
以降30分毎に加算	1,500円

【加算】

土曜日・日曜日・祝日	基本の利用料の20%相当の額
早朝（6時～8時）・夜間（18時～20時）	基本の利用料の20%相当の額

*やむを得ない事情で、2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者又はその家族の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

(4) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(5) キャンセル料

利用予定日の直前に利用をキャンセルした場合は、次のとおりキャンセル料をいただきます。また、府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスは、利用料が月額制のため、キャンセル料は不要とします。

上記(1)(3) ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無 料
上記(1) ご利用の24時間前までにご連絡いただかなかった場合	当該基本料金の10%相当の額
上記(3) ご利用の24時間前までにご連絡いただかなかった場合	当該基本料金の50%相当の額

(6) その他

①サービスの実施に必要な水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者の負担となります。

②外出付添時にかかるサービス従事者分の交通費は、利用者の負担となります。

③料金のお支払方法

毎月、15日頃に前月分のご請求をします。翌月の末日までにお支払い願います。お支払後に、領収証を発行します。

お支払方法は、原則口座振替とさせていただきます。

10 緊急時・事故発生時の対応方法

サービス提供中に病状の急変、事故発生等があった場合は、速やかに救急隊、家族、居宅介護支援事業者等への連絡をします。

医療機関等	主治医氏名	医療機関	医師名
	連絡先		
緊急時連絡先1	氏名		(続柄)
	連絡先		携帯
緊急時連絡先2	氏名		(続柄)
	連絡先		携帯

11 虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、法人で定める「虐待防止指針」に基づき次の措置を講じます。

- (1) 法人が設置する虐待防止委員会において定められた虐待防止対策等について、従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を実施します。
- (3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに自治体及び関係機関に報告をします。

- (4) 事業所の虐待防止に関する責任者：副センター長
担当者：管理者

1.2 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果を、従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.4 サービス内容に関する苦情等相談窓口

- (1) 当事業所における相談・苦情窓口：電話 042-367-6511

受付担当者：サービス提供責任者

解決責任者：管理者

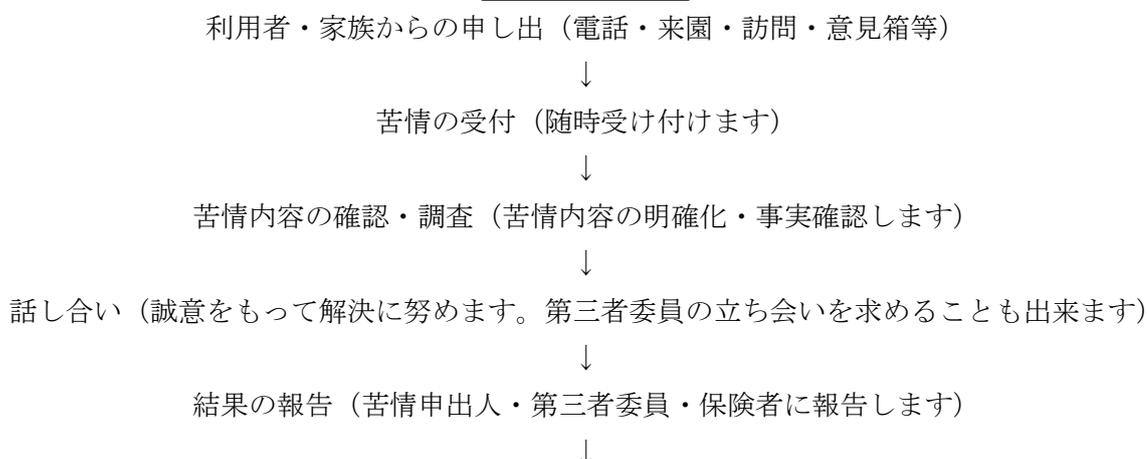
- (2) 行政機関その他苦情受付機関

府中市介護保険課：電話 042-335-4030

東京都国民健康保険団体連合会：電話 03-6238-0177

利用者及び家族からの苦情について、適切に対応できるように苦情処理の体制を整えております。苦情の申出をやすく、苦情解決の責任を明確にするために「苦情受付担当者」「苦情解決責任者」及び苦情解決が困難な場合や客観性・透明性を確保するため「第三者委員」を設置しております。

苦情解決の流れ



苦情解決

1.5 秘密保持

利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。医療上、緊急の必要性がある場合やサービス提供にあたり居宅介護支援事業所等に連携を図る等正当な理由がある場合には、同意を文書で得た上で個人情報を用いることができますものとします。

1.6 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和 2年 3月 9日
実施した評価機関の名称	一般社団法人 リッコラボ
評価結果の開示状況	とうきょう福祉ナビゲーション（ホームページ） 安立園ホームヘルパーステーション事業所内掲示

重要事項説明書・確認同意書

令和 年 月 日

訪問介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

安立園ホームヘルパーステーション

説明者 職名 サービス提供責任者

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問介護等サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印